

広報

おやまざき

12

2018(平成30)年

愛する山を取り戻せ

—天王山復活への軌跡

(関連記事2〜7ページ)

今月の主な内容

- 愛する山を取り戻せ
—天王山 復活への軌跡 P2
- お互いを認め合い、すべての
人が尊重される社会をめざして P8
- 平成31年4月採用
大山崎町職員を募集します P10

vol.611

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

年末年始の燃えるゴミの収集日程

	収集日程	収集内容
年末	12月31日(月)まで	平常どおり
年始	1月1日(火)~1月3日(木)	収集はありません
	1月4日(金)~	平常どおり

問= 経済環境課清掃環境係(内線246・247・248)
☎956-2101

愛する山を取り戻せ

——天王山復活への軌跡

まちのシンボル、天王山。

古来より親しまれてきたこの山を、平成30年9月4日に通過した台風21号が襲いました。

一夜にして荒れ果て、人が通ることもままならないほどの被害を受けた天王山の復活を願い、立ち上がった人たちがいます。

愛するふるさとの山を取り戻すべく奮闘する彼らの活動を追いました。

問II政策総務課企画観光係

☎956-2101(内312)



1



2



4



3

- 1. 鳥居の奥に木が倒れている
- 2. 木の内側が見えて痛々しい
- 3. 倒木が道をふさぐ
- 4. 陶板絵図に覆いかぶさる倒木
- 5. 3つの登山道入口を封鎖
- 6. 太い竹も倒れる
- 7. 旗立松は根元から折れた

台風21号の爪あと、深く

皆さんは、天王山に登ったことはありませんか。毎日登る人もいれば、小学校や保育所の授業・保育で登ったという人もいます。登ったことのない方も、この町で暮らす限り毎日目にする、大切なシンボルです。

平成30年9月4日、台風21号が上陸し、大山崎町も大きな被害を受けました。住宅の屋根瓦が飛んだり、塀が崩れるなどの被害が出るほどの強風。京都市内では、観測史上二番目となる最大瞬間風速39・4m/sを記録しました。台風一過、一夜明けて現れたのは、山肌がところどころ見えて、一目で被害を受けたと分かる天王山でした。

山の中はいたるところで倒木や歩道の崩れが見られ、とても登れるような状況ではなかったため、危険と判断した町は、すぐにハイキング道を通行禁止としました。復旧作業を進めていますが、被害の大きさもあり、11月末現在も通行禁止解除には至っていません。

これまで整備されてきた竹林や植樹した桜の木、旗立松なども被害を受けました。見るからに痛々しい山のようす、途方もない数の倒木を前に、地道に修復しようと動き出した人たちがいます。



5



6



7

美しい天王山を取り戻すために

——ボランティアの活動記録

いつも私たちを見守っている天王山。
 これまでボランティアの皆さんの手によって守られてきました。
 そして、窮地に陥った天王山をもとの姿へ戻そうと奮闘するのにもまた、ボランティアの皆さんでした。
 彼らの活動には、どのような思いが秘められているのでしょうか。

新しい命を 山に吹き込む

CSR（社会貢献）活動で春と秋の年二回、天王山森林整備を続けているKDDI株式会社。11月10日、第25回天王山森林整備ボランティア活動を行い、社員とその家族、大山崎竹林ボランティアとつばき・アジサイを植え育てる会、地域のするなど約70人が桜の広場周辺の草刈り、薪割り、枝集めに取り組みました。
 倒木などで発生した丸太を薪割機や斧で割り、薪の束を作成。参加者の一人は「斧が重くて手に力が入らなくなりました。」と手を振りまわす。薪の束は12



苗木を植えるための穴ほりはチームで競争

月頃、町内の保育所など各施設に寄贈されます。また、台風で桜の木が10数本折れてしまったことから、今回はヤマザクラ10本を植樹。山に新たな命を吹き込みました。
歴史ある山での活動を末永く
 薪割りで斧を振り、額に汗をにじませていた宇佐見関西総支社長は「天王山の歴史を感じながら適度に汗をかき、さらに地域に貢献できる。いいことづくめです。」と話します。この活動にはリピーターが多いそうで、「縁あって11年目に突入しました。末永く続けていきたいです。」と笑顔を見せました。

楽しんで、汗をかく KDDI株式会社

家族で参加して8回目になります。アクセスしやすいのが魅力ですね。車窓から見える天王山のある美しい風景を守りたいです。



伊藤さんファミリー



宇佐見関西総支社長も汗を流します



根から倒れた木もある中作業をすすめます



代表の越智さん(右)とメンバーの皆さん

自分たちの できることを

酒解神社の氏子の集まりから始まった、酒解神社境内を中心に天王山の森林整備を行っている「つばき・アジサイを植え育てる会」の皆さんは、毎週水曜日に山へ入ります。アジサイやツバキを植え、季節ごとに登山客の目を楽しませています。

台風のと、倒木を掻き分けていつもの活動地へ向かった同代表の越智さん。「これまで見たことのない荒れようだ。」と被害の大きさに驚くと同時に、頭にはアメリカの大統領のジョン・F・ケネディの言

葉「祖国があなたに何をしてくれるかではなく、あなたが祖国のために何をできるか考えて欲しい」が浮かんだと言います。「自分たちで何とかしよう。」と酒解神社境内をはじめ、登山道にかかる倒木を切り倒して整備しました。

活動に必要なものは「夢」

「活動には夢がないと。」と越智さんは笑います。5人の仲間と「倒木の丸太を使ってログハウスを建ててみてはどうだろう。」「ツリーハウスもいいかもしれない。」先にある楽しみについての話は尽きません。



「安全には気を使う」慎重にチェーンソーで木を切ります

何をしてもらうかではなく、何ができるか

つばき・アジサイを植え育てる会



矢内さん(右から2番目)をはじめ皆で切り出した竹で植木ポットを作成。話に花が咲きます

お世話になって 山への恩返し

山崎聖天近くの登山口の横を拠点として森林整備などの活動している「大山崎竹林ボランティア」日頃は第2・第4土曜日活動していましたが、天王山の修復を急ぐ今、第1・第3水曜日も活動しています。
 「むちゃくちゃやな。」台風が過ぎた後、やっとのことです。いつもの拠点を訪れたメンバーの矢内さんは衝撃を受けたと言

ます。拠点はもちろん山崎聖天の参道や社にも倒木があり、とても通行はできない状況でした。「いつも聖天さんにはお世話になってる。できることはやろう。」と、倒木をチェーンソーで切ったり枝を集めて運んだりして、人が通れるまで整備を進めました。「やはり地元に対する愛があります。なるべく時間をつくって作業に参加できるようにしています。」

まずは知ってもらう ことから

11月4日の「農林フェスタ」では、「この状況を知ってほしい。」と、天王山の惨状と復旧の過程をおさめた写真を展示。来場者は足を止めて見入っていました。
 竹を使って夏は流しそうめん、冬は正月用竹細工の販売など、定期的に行事も催しています。「無理せず長く活動していきたいですね。」

地元への愛が活動の原動力

大山崎竹林ボランティア



とても太刀打ちできないと思うほどの倒木。人の手で道を切り開きました(大山崎竹林ボランティア提供)

次の世代へ 森を育てる

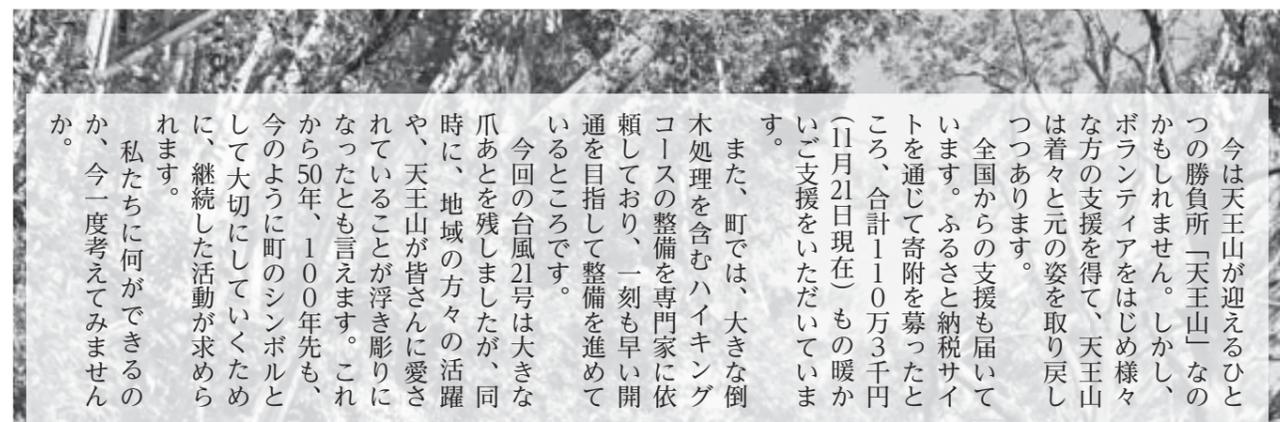
次の世代へ新しい命を育む取り組みも行われています

町立小学校で毎年開催している環境学習。放置竹林の拡大を防ぎ、多様性のある森をつくるためのどんぐりの苗木づくりを、11月15日(日)、第二大山崎小学校の5年生の児童たちが行いました。プランターにどんぐりを埋め、芽が出るようにたっぷりと水をかけます。1年かけて育てた苗木は、来年の5年生が天王山に植える予定です。

毎年子どもたちに指導している久保川と天王山の森を守る会の竹内代表は、「子どもの頃に自然の中で体験したことは記憶に残り、郷土愛にもつながります。継続することが大切です。」と児童たちに語りかけました。



どんぐりを土の奥へと押し込んで、芽が出るのを楽しみに



今は天王山が迎えるひとつの勝負所「天王山」なのかもしれません。しかし、ボランティアをはじめ様々な方の支援を得て、天王山は着々と元の姿を取り戻しつつあります。

全国からの支援も届いています。ふるさと納税サイトを通じて寄附を募ったところ、合計110万3千円(11月21日現在)もの暖かいご支援をいただいています。

また、町では、大きな木処理を含むハイキングコースの整備を専門家に依頼しており、一刻も早い開通を目指して整備を進めているところです。

今回の台風21号は大きな爪あとを残しましたが、同時に、地域の方々の活躍や、天王山が皆さんに愛されていることが浮き彫りになったとも言えます。これから50年、100年先も、今のように町のシンボルとして大切にしていきたいために、継続した活動が求められます。

私たちに何ができるのか、今一度考えてみませんか。



「竹倒れるでー!」 「そっち危ない!」 竹藪に元気な声が響き渡ります。

11月17日(日)、ダイハツ工業労働組合京都支部青年部の皆さんが放置竹林整備のボランティアを行いました。月1回を目安に活動を続け、今回が4回目。地元企業として地域に貢献したいという思いから始まりました。地



長い竹を倒すにはチームワークが欠かせません

域の方々になたの使い方や竹の切り方を教えてもらったおかげで、今ではだいぶ慣れてきたといえます。汗を流すメンバーは皆20代の若者。府外から来た社員が多く、大山崎町のことをあまり知らないという人ばかりです。メンバーの岡本さんは「自分達が働いて過ごしている町のことを知るきっかけになればいいと思います。」と話します。

若者たちの、地域との関わり

ダイハツ工業労働組合京都支部青年部



太い竹もなんのその 町出身の鈴木さん(左)と由利さん

目に見える達成感

青年部副部長の由利さんは、「天王山がどこにあるのかすら分かっていませんでした。」と笑います。初めて竹林に入ったときは、足の踏み場も無いほどの暗い密林でしたが、活動を重ね、今では見違えるほど明るくなりました。今回の台風で再び荒れた姿を見て「せつかく綺麗にしたのに」と肩を落としたが、それでも「目に見えて成果が表れるので達成感があります。」と、仲間と笑顔で竹を切り倒していました。



竹を運ぶ中西さん

枝をひもでしばり山を一気に下ります 「しんどい」も皆でやれば「楽しい」に

一人ではできない、
山を愛する皆で
敬神会

待つよりは自分たちの手で

天王山の頂上近くに鎮座する酒解神社は、古くから地元の人々に大切にされていて、今では2年に一度、5月に本殿から御神体を山から降ろして神輿に移す伝統が続いています。

「次の祭りの開催が危ぶまれるのではないかと。」

台風21号の被害を受けた天王山の姿に、酒解神社の氏子が集まる「敬神会」の中西代表は危機感を覚えました。「いつ登山道が開通するか分からない中ただ待つよりは、自分たちでできることをしたい。」と町に訴えかけ、御神体の通り道でもある登山道の、倒木処理などの後の枝葉の処理を行うことになりました。

大人数だからこそ成果

11月18日(日)当日には約30人が集結。参加者の中には、「いつも登る山への恩返しに」と話すご夫婦や、三重県から地元・大山崎へ作業のために戻ってきた人もいました。切られた枯れ枝などを持って下りて、また登って…の繰り返しですが、とても大切な作業です。中西さんは「二人ではできない、大人数だからこそできる活動ができてよかった。次回も開催する予定です。」と語り、活動の継続に意欲を見せました。

お互いを認め合い、すべての人が 尊重される社会をめざして



▲人権の花「スイセン」の球根を植える
京都がくえん幼稚園の園児たち

「人権」という言葉から、みなさんはどのようなことを考えますか。「一人ひとりを尊重すること」「生きる権利」「人へのおもいやり」など、身近な社会生活においてあたり前のことかもしれませんが、しかし、日常生活の中には依然として人権に関わる様々な問題が存在しています。一人ひとりが尊重され、誰もが暮らしやすい社会をめざして、今一度人権について考えてみましょう。
問=政策総務課総務係 ☎956-2101 (内321)

世界人権宣言70周年と 人権デー

基本的な人権の尊重の原則を定めた「世界人権宣言」が昭和23年(1948年)に国際連合(国連)で採択された。今年で70周年を迎えました。 「世界人権宣言」では、すべての人々の市民的・政治的権利や経済的・社会的・文化的権利についてうたわれています。

また、国際連合(国連)は、「世界人権宣言」が採択された12月10日を「人権デー」と定めました。

▼12月4日(火)・10日(日)は人権週間

世界人権宣言の採択日にちなみ、毎年12月4日・10日を入権週間と定めています。この期間は、一人ひとりが人権や命、思いやりなどについて考える機会となるよう、全国で人権に関する様々なイベントや啓発活動を行っています。

▼12月3日(月)・9日(日)は障がい者週間
国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められています。

さまざまな人権問題

日常生活の中には、社会情勢の変化等に伴い、人権にかかわる様々な問題や課題があります。みなさんの身近な問題について、振り返ってみてください。

- 同和問題(部落差別)：日本社会の歴史的發展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が差別を受けるなど、わが国固有の人権問題。身元調査や結婚・就職差別、インターネット上での誹謗・中傷など
- 女性：職場等におけるハラスメント、夫・パートナーからの暴力など
- 子ども：児童虐待、いじめ、暴力行為や体罰、いじめを苦に自殺など
- 高齢者：介護の際に虐待を受けるなど
- 障がいのある人：障がいを理由としてサービスの提供を拒否する、合理的配慮に欠いているなど
- LGBT：性的指向やからだの性、周囲の心ない言動など

差別をなくすための 3つの法律

人権差別のない社会の実現をめざして、平成28年(2018年)に3つの法律が施行されました。

▼障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることをめざして施行されました。「不当な差別的取り扱い」の禁止や「合理的配慮の提供」を求めています。

○不当な差別的取り扱いとは
(例) 障害があることを理由に、学校の受験や入学を拒否するなど

○合理的配慮の提供とは
(例) 段差がある場合に、スロープなどを設けて補助するなど

▼本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)

近年、特定の民族や国籍の人びとを排斥する差別的なデモ活動、インターネット上での差別的言動や他人を煽動する言動がいわゆる「ヘイトスピーチ」と呼ばれ、社会的関心を集めています。

差別意識を生じさせかねないヘイトスピーチは許されないことを宣言するとともに、解消するために施行されました。

▼部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴い、部落差別に関する状況に変化等が生じています。これらを踏まえ、部落差別は許されないものとの認識のもと、部落差別のない社会の実現をめざして施行されました。

大山崎町では5人の人権擁護 委員が活動しています

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権相談や人権の考えを広める啓発活動を行っています。

- 町内での主な活動
- ・様々な人権に関する相談受付
- ・6月の男女共同参画週間や8月の人権強調週間、12月の人権週間に合わせた駅前などでの街頭啓発
- ・町内の幼稚園や小学校で「人権の花運動」を実施し、人権の花の「水仙」を育てることなどを通して、子どもたちから人権について触れる機会を創出
- ・今年度は、中学校で「人権教室」を実施予定

事前登録型本人通知制度

○どのような制度?

住民票の写し等を代理人や第三者に交付した場合、事前に登録した人に対して、その「交付をした」という事実を文書(普通郵便)でお知らせするものです。住民票の写し等の不正請求・不正取得により、個人の権利が侵害されることを抑止・防止します。(住民票の写し等の証明書を交付できないようにする制度ではありません。)

○登録方法

大山崎町役場1階2番窓口(税住民課住民係)へお越しください。詳しくはお問い合わせください。

人権教育研修会

(京都府立大学地域文化セミナー共催事業)
町民のみなさんにもご参加いただける講演会を開催します。ぜひご参加ください。
とき=12月12日(日)10:00~11:30
ところ=中央公民館別館3階大研修室
演題=「女性も男性も幸せにする北欧の男女平等」
講師=京都府立大学 教授 上掛 利博 氏
対象=町内在住または在勤の方
申込期限=12月5日(金)
問・申込先=生涯学習課生涯学習・スポーツ振興係
☎956-2101 (内234)

一人で悩まないで 相談窓口

差別されていると感じたときなどは、一人で悩まずに小さなことでもご相談ください。秘密厳守、相談は無料です。

○心配ごと相談

人権擁護委員による面接相談。予約不要。
とき=毎月第1・第3金曜日 13:30~15:30
ところ=大山崎町役場1階相談室

○人権問題法律相談~京都府人権リーガルレスキュー隊~

【電話相談】
とき=毎月第1・第3火曜日 14:00~16:00 (20~30分程度) ※1月のみ第2・第3火曜日
相談=☎741-6321 (専用電話)

【面接相談】

・日中 京都府庁
とき=毎月第4火曜日(事前予約制) 13:30~16:30
※12月は第2火曜日、1月は第5火曜日
ところ=京都府庁
申込期限=相談日の1週間前
問・申込先=京都府人権啓発推進室 ☎414-4271
・日中 宇治総合庁舎
とき=12月25日(日)(事前予約制) 13:30~16:30
ところ=宇治総合庁舎
申込期限=12月18日(日)
問・申込先=宇治総合庁舎 ☎0774-21-2049

・夜間 京都弁護士会京都駅前法律相談センター
とき=毎月第3水曜日(事前予約制) 18:00~20:30
ところ=京都弁護士会京都駅前法律相談センター
申込期限=相談日の1週間前
問・申込先=京都弁護士会京都駅前法律相談センター ☎741-6322

○京都地方法務局の相談窓口

【常設相談】
とき=平日 8:30~17:15
ところ=京都地方法務局(京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197)

○みんなの人権110番(人権問題全般)

相談=☎0570-003-110 (電話の発信場所に依りて、最寄りの法務局(または支局)の常設相談所につながります。)

○子どもの人権110番(いじめ・虐待など子どもに関する相談)

相談=☎0120-007-110

○女性の人権ホットライン(ハラスメントや夫・パートナーからの暴力などの相談)

相談=☎0570-070-810

○インターネットによる人権相談

面接などでは話しにくいときは、パソコンやスマートフォン、携帯電話からいつでもアクセスできます。
インターネット人権相談(24時間受付)
http://www.jinken.go.jp/